

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 3 0 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)		
開催日時		令和 3 年 3 月 1 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで		
開催場所		W e b 会議		
出席者	委員	1 5 人 (別紙のとおり)		
	その他	1 6 人 (感染症対策課長、同担当課長、同主事、こども家庭課総括副主幹、同主任、同主任、区政推進課総括副主幹、同主任、保険企画課総括副主幹、同主事、同主事、介護保険課総括副主幹、同主事、同主事、情報政策課主任、同主事)		
	事務局	3 人 (情報公開課長、同総括副主幹、同主査)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		—		
会議次第	<p>議題</p> <p>1 第 1 2 9 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について</p> <p>2 諮問事案に係る調査審議について</p> <p>(1) 個人情報保護条例第 1 1 条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について</p> <p>ア 「新型コロナウイルス感染者情報の入力事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について</p> <p>イ 「医療機関において検体採取し、民間検査会社で検査をした患者情報の入力事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について</p> <p>ウ 「新型コロナウイルス感染症自宅療養者及び宿泊療養者に係る情報の入力事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について</p> <p>エ 児童相談業務支援システムに係るオンライン結合による保有個人情報の提供について</p> <p>(2) 特定個人情報保護評価について</p> <p>ア 住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書 (再評価) について</p> <p>イ 国民年金事務に関する特定個人情報保護評価書 (再評価) について</p> <p>ウ 介護保険事務に関する特定個人情報保護評価書 (再評価) について</p>			

会議次第	<ul style="list-style-type: none"><li>3 答申第203号の附帯意見による、制度開始後の運用状況の報告について</li><li>4 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）</li><li>5 その他<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 公文書管理部会からの報告</li><li>(2) 個人情報保護制度の見直しについて</li><li>(3) その他</li></ul></li></ul>
------	---

主な内容は次のとおり

(◎は会長の発言、○は委員の発言、●は事務局及びその他職員の発言)

- 1 第129回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について  
第129回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（案）について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。
- 2 諮問事案に係る調査審議について
  - (1) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について
    - ア 「新型コロナウイルス感染者情報の入力事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について
    - イ 「医療機関において検体採取し、民間検査会社で検査をした患者情報の入力事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について
    - ウ 「新型コロナウイルス感染症自宅療養者及び宿泊療養者に係る情報の入力事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である感染症対策課から説明の後、質疑応答が行われた。

- 「新型コロナウイルス感染者情報の入力事務」におけるオンライン結合の資料で、「パスワードに加えてワンタイムパスワード（電話通信を用います。）を発行し2段階の認証を行い」とあるが、電話をかけて知らせるということか、それともSMSを使用するのか。
  - 操作する職員の携帯電話に、SMSで認証番号が送られてくる仕組みである。
- 「新型コロナウイルス感染者情報の入力事務」におけるシステムは、新型コロナウイルス感染症のみに使われるシステムなのか。他の感染症でも今後継続的に使われるシステムなのか。
  - 今後新しい感染症が発生した場合には、このシステムを活用して、運用していく。
- 「医療機関において検体採取し、民間検査会社で検査をした患者情報の入力事務」及び「新型コロナウイルス感染症自宅療養者及び宿泊療養者に係る情報の入力事務」におけるオンライン結合というのは、相模原市とkintone、相模原市とTeamのみオンライン結合するのか。概要図では、相模原市と神奈川県の間は別ルートで情報を共有するように見える。kintoneやTeamを利用して、関係する自治体や医療機関で患者情報を共有化できるものではないのか。「ヒアリングシート」や「安否確認」はオンライン結合で情報の共有はできないのか。
  - それらの情報も共有している。
- それでは、概要図の相模原市と神奈川県の間情報のやりとりの部分もオンライン結合に該当するのではないか。
  - ヒアリングシートを相模原市から神奈川県に送って、神奈川県が入力をして、全体として、情報共有ができるようになっている。
- 一つの意見として、こういうシステムをつくったら、デジタル情報を用いて、効率よく運用するのがいいのではないか。デジタル情報と文書の両方を使ってやっていくのではなくて、セキュリティを確保したうえで、デジタルで情報共有ができればいいと思う。

◎ 今回の3案件は、枠組みを相模原市が決めているのではなくて、国や神奈川県のおしくみの中に相模原市がはいっているのです、このようになっているということか。

● そのとおりである。

◎ そうすると、相模原市がkintoneに情報を入力して、その情報を神奈川県が取得すればいいのであって、相模原市から神奈川県へのルートは不要だと思うが、なぜあるのか。

● 確かに、相模原市が細かく情報を入力すればいいが、陽性者が発生した場合は、まず紙ベースのヒアリングシートを作成する。作成したヒアリングシートを県に提出し、県がそれを基にkintoneに情報を入力するものとなっている。確かに、紙ベースで提出するのではなく、直接kintoneに入力することが可能かどうか、県と調整をしていく。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

◎ 諮問の内容はよいと思うが、本来であれば、答申を得てから開始すべきものである。後になってしまったということで附帯意見をつけるべきである。

○ このように事後諮問になっている案件の場合は、事前にメール等でその情報を委員に提供してほしい。審議会が開催されてから、事後の案件になっていることを知るのでなくて、事前に委員に情報を伝えてほしい。

● 事後の諮問となった案件であるので、諮問案件と判明した時点で、委員の皆様へ情報を提供すべきでした。申し訳ありません。

◎ 諮問が遅れている案件は、できる限り早い段階でその内容を委員間で共有する必要があると思うが、今回のように、実施機関の業務がひっ迫して資料作成が進まない場合、正式な審議会資料ではなく、委員の事前の情報共有のための基礎資料であれば作成が可能か。

● 今回の諮問案件についても、事務局で関わってとりまとめをしてきた。諮問案件と認識してから、感染者数の増加や緊急事態宣言発令等があり、実施機関とのやりとりもなかなか難しい状況になり、遅くなってしまったということである。その中でも、説明できるものは、委員のみなさんに説明すべきであったが、今回はそこが足りなかったと考えており、反省点である。今後、遅れることが想定される場合には、事務局から何らかの形で委員の皆様にお知らせさせていきたい。

○ このように、事後の承認となると、審議会の存在意義がなくなってしまうので、事前に、簡単な情報でもいいので、審議会委員に共有してもらいたい。

審議の結果、「新型コロナウイルス感染者情報の入力事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、附帯意見を付した上で諮問の内容を適当とする答申を行った。

審議の結果、「医療機関において検体採取し、民間検査会社で検査をした患者情報の入力事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、附帯意見を付した上で諮問の内容を適当とする答申を行った。

審議の結果、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者及び宿泊療養者に係る情報の入力事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、附帯意見を付した上で諮問の内容を

適当とする答申を行った。

(1) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について  
エ 児童相談業務支援システムに係るオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関であるこども家庭課から説明の後、質疑応答が行われた。

◎ 要保護児童が対象の年齢を過ぎると、その個人情報ほどの様な扱いになるのか。

- 基本的には、児童相談業務支援システムの中で、閉止という取扱いになり、18歳を越えてから5年間保存される。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、児童相談業務支援システムに係るオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

議題3が、議題2(1)エに関連する内容であるため、議題2(2)の前に、議題とすることとした。

3 答申第203号の附帯意見による、制度開始後の運用状況の報告について

実施機関であるこども家庭課からの報告の後、質疑応答が行われた。

○ 該当する児童だけ見られるのではなくて、全ての児童の個人情報がダウンロードできるということだったが、その後どのような対処をしたのか。

- エクセルデータはその時点の一覧になっており、該当する児童以外の情報も見られる状態になっている。

○ そこに問題あるのではないかと指摘した。それは、ダウンロードしない、印刷しないので問題ないとの解釈か。

- 新しい令和2年10月1日からの仕様では、ダウンロードをしないとデータを見られなくなってしまうが、確認後はデータを消去したうえで、ログアウトをするよう規定を変更した。

○ 共有データは印刷していないから、たとえ載っていたとしても、該当する児童以外の情報は漏えいしないということか。

- そのとおりである。

◎ 本来的には、当該情報のみが出てくる仕組みになっていないといけませんが、エクセルを使用しているから、他の情報も見られるということか。

- 情報の提供がエクセルとなってしまっているため、一人だけを抽出するのは今の状況ではできない。

◎ エクセルデータで提供するのは、なぜなのか。

- 要保護児童の情報を管理している児童相談所のシステムからダウンロードする際には、エクセル形式となる仕様となっているためである。

◎ このためだけにシステムを改修するのは多額のコストがかかると思われるが、システムの更新等のときには、当該情報のみを引き出せるような仕組みを検討してほしい。

● 承知した。今後、このような仕組みを導入する際の、基本的な考え方とする。

## 2 諮問事案に係る調査審議について

### (2) 特定個人情報保護評価について

ア 住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書（再評価）について

イ 国民年金事務に関する特定個人情報保護評価書（再評価）について

ウ 事務に関する特定個人情報保護評価書（再評価）について

瀬戸部会長及び齋藤副会長から、専門部会における調査審議の報告が行われ、実施機関である区政推進課、保険企画課、介護保険課、情報政策課へ質疑応答が行われた。

◎ 点検報告書に記載された「セキュリティ内部監査資格者などを育成する」という意見について、実施機関の考え方を聞きたい。

● 本市としても、4月から新たな組織として「DX推進課」ができ、情報セキュリティについて新しい人材育成を考えていかないといけないと認識している。今の段階で、具体的に実現するものはないが、指摘いただいた意見は真摯に受け止めたい。人材育成として、セキュリティについて研修は行っているが、今後の実施方法についてもあらためて考えていきたい。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、「住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書（再評価）」、「国民年金事務に関する特定個人情報保護評価書（再評価）」、「介護保険事務に関する特定個人情報保護評価書（再評価）」について、指針に定める実施手続等に適合し、かつ、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であるとする答申を行った。

## 4 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

## 5 その他

### (1) 公文書管理部会からの報告

公文書管理部会における公文書の保存期間の延長及び保存期間が満了する公文書の廃棄について、また、「適正な公文書の作成・管理への取組について」の調査審議の結果について、土田部会長及び事務局から報告が行われた。また、令和元年度における公文書及び歴史的公文書の管理等の状況について事務局から説明があった。

○ これだけ様々なことについて調査審議して答申をまとめており、答申書を市長に直接渡すべきと考えるが、実際には送付しているだけなのか。

● 各実施機関に対して、筆頭課に報告をしているが、内容によっては直接担当課と協議、指導

をすることもある。

- 承知したが、市長に実際に渡さないと、事務的に審議会から答申があったというだけでは、実施機関の受け止め方が弱くなるのではないかと思う。1年に1回、または数年に1回でも、会長及び副会長から市長に答申することも検討してほしい。
  - 貴重なご意見をいただいたので、今後、検討させていただく。
- ◎ 「適正な公文書の作成・管理への取組について」の答申において、「取組の内容が他の地方自治体においても類似の事例がない」と記載されているが、どういう意味なのか。
  - 他の地方自治体において「公文書監理官」という役職の職員を置いて、監査等を行っている事例は見当たらないという意味である。
- ◎ つまり、他の自治体ではあまりみられないような、先進的な取組であるということか。
  - そのとおりである。
- 地方公共団体では、国の公文書管理法をモデルに公文書管理条例を制定するケースも増えてきている。公文書管理法には公文書の管理状況をチェックする仕組みがあり、多くの自治体もそれを参照している。しかし、そのチェックを含めて運用が適正かどうかを監視し、正しく行われるように指導・統制するという「監理」を実施し、相模原市が参照できるような自治体における先行事例はない。他に類例がない先進的な取組をこれから始めるということで、一定の期間実施した後、一回立ち止まって制度の見直しを図ることという答申となった。

## (2) 個人情報保護制度の見直しについて

個人情報保護制度の見直しについて、事務局から報告があった。

以 上

## 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(令和3年3月15日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	瀬戸 洋一	東京都立大学システムデザイン学部情報科学科非常勤講師	出席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	落合 洋一	公募委員	出席	
5	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	
6	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
7	清水 善仁	中央大学文学部准教授	出席	
8	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
9	瀬尾 守一	相模原市自治会連合会理事	出席	
10	土田 伸也	中央大学法科大学院教授	出席	
11	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	出席	
12	長瀬 久	公募委員	出席	
13	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
14	松浦 薫	弁護士	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和3年6月30日まで